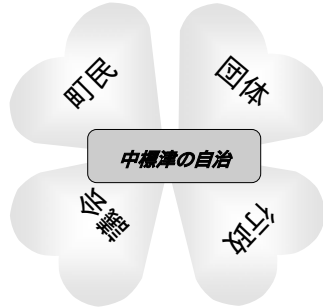


# 職員プロジェクト報告



職員PT作成

## 条例を必要とする背景 その1

### (ア) 地方分権の進展

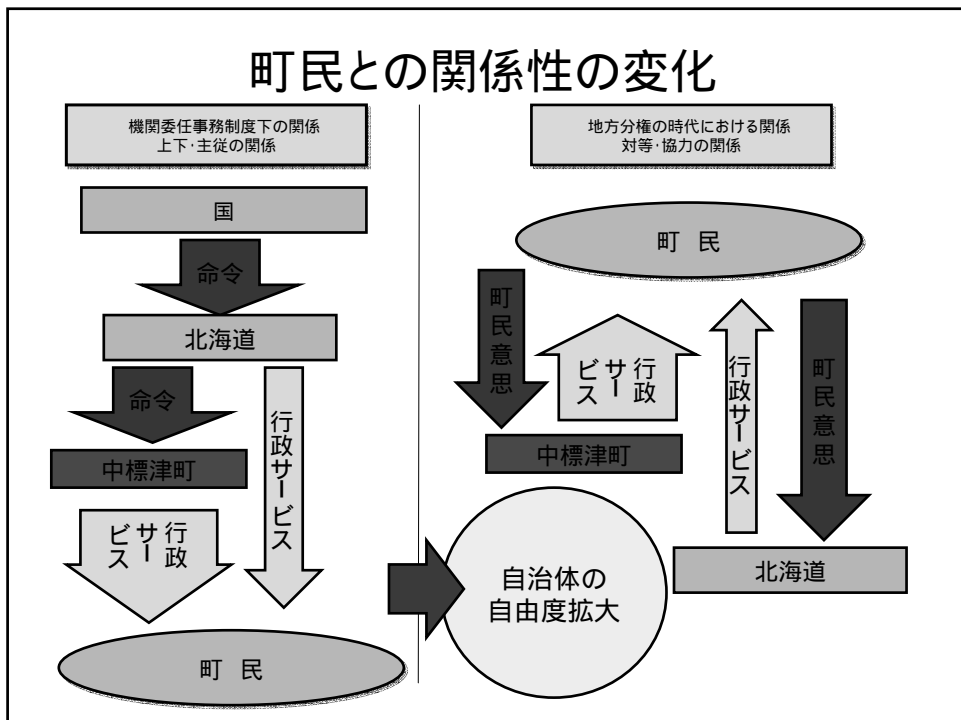
- 今までは、行政が主導権。  
(国 北海道庁 根室支庁 中標津町)
- 平成12年の地方分権一括法の施行以降  
「地方自治の本旨(本来の役割、実践)の実現」と「民主主義の徹底」
- 地方の自治・独立した自治体運営を求められている。
- 自治の主役は、町民である。
- 今までの行政サービスを、行政だけで維持することが難しい。

## 条例を必要とする背景 その2

(イ)町民参加の拡がりと協働のまちづくり

- 町民の権利として
    - 知る権利
    - 行政を監視する権利
    - 行政に参加する権利
- 行政には、これらに対するさらなる説明責任が必要。
- 個別的で柔軟性の高い行政サービスが必要
  - 公共的な問題解決の役割を担う多くの町民の参加が必要

## 町民との関係性の変化



## 自治基本条例を策定する上で大切なこと

これからの中標津町にとって何が大切なのか？	これからの中標津町に何が求められているのか、何が大事かを、町民の視点で考えることが大切。
地域の個性、中標津町の個性を、どのように活かすか、どう反映させるか？	中標津町の自然や歴史や文化、町民性などの要素を反映した条例であることが大切。
策定していく過程で、町民と一緒に考えていく。	例えば、非常に立派な文言ができた、あるいはこのような権利が住民に保障された、という視点から、条例を単純に評価するのではなく、一緒に制定していく過程を大切にする。

## 職員PTの成り立ちと今までの経過

- 中標津町自治基本条例(仮称)について検討するため、平成21年5月26日に委嘱した職員17名のチーム。
- 最初の1年間は、中標津町にとって最も相応しい条例とはどんなものか？を、他地域に聞き取り調査に行き、実際の条例試案の検討をし、解説書と報告書の作成を行なった。
  - 解説書(条例試案と解説が書かれている)
  - 報告書(職員PTの活動がまとめられている)

## 職員PTの成り立ちと今までの経過

- 今年度の半年間は、職員（一般職、管理職含め）全員への研修会と勉強会を実施した。
  - 研修会（水澤さん講師による条例の基礎知識）
  - 勉強会（職員PTが作成した試案の説明や今後の対応のことが中心）
- 職員PTは、中標津町自治基本条例（仮称）施行の日までが、任期となる。
- 町民会議が条例について議論を開始した際には、事務局としての役割を担う。

## 職員PTが、試案検討で考慮したこと

1. 「まちづくり」という文言を使わない。
2. 行政の部分については、「努めます」という語尾を使わない。
3. 理事者、部課長職への庁内調整を充分に行う。
4. 職員PTで勉強をしながら、条例の中身（1つ1つの条文の意味）を検討する。
5. しかし、この試案が完璧ではないことを理解し、町民と一緒に作り上げる過程を大事にする。

## 考慮した理由

### 1. 「まちづくり」という文言を使わない。

×意味が曖昧で、はっきりしない。

(建設的な意味か、質を高めていくことか?)

×都合の良いようにイメージしてしまう。

条例策定の目的は、「中標津の自治の実現を図るための条例である」と、はっきりさせた。

### 2. 「努めます」という語尾を使わない。

×やるの? やらないの? と迷わない。

行政の役割に関する条文は、すべて「~します」という語尾にし、意思表示を明確にした。

## 考慮した理由

### 3. 理事者、部課長職への庁内調整を充分に行う。

×誰かが、勝手に作ったんだろう?

町の憲法となる条例であり、最高規範(基準)となることを、誰もが意識する。

### 4. 職員PTで勉強をしながら、条例の中身(1つ1つの条文の意味)を検討する。

×あっても無くても、仕事は変わらない?

これからの仕事を、どう進歩させるのか? 進歩させなければ、意味が無い。

## 考慮した理由

5. しかし、この試案が完璧ではないことを理解し、町民と一緒に作り上げる過程を大事にする。
  - × 行政内部で、都合の良い条例を勝手に作りました。
  - × 町民が主体の自治を目指す条例なのに、町民が参加しない。町民と一緒に、守り育てていく条例とする。

## 職員の仕事は、どう変わるのか？

1. 情報提供、町民参加、説明責任に関する業務が整理され、ルールが明確になる。
2. 参加したい町民の権利を守るため、参加する仕組みが明確になる。
3. 自治基本条例に基づいた他の条例の体系化を行なう必要がある。
4. 総合発展計画に基づいた他の計画の体系化を行なう必要がある。
5. 守り育てていく条例として、町民と一緒に進歩していかなければならない。

## 具体的な内容 その1

### 1. 情報提供、町民参加、説明責任に関する業務が整理され、ルールが明確になる。

職員向け 手引きの作成

- ・情報提供の手引きの作成
- ・町民参加の手引きの作成
- ・町民説明会等の手引きの作成

手引きを参考に業務を行うが、手引きがすべてでは無い。より充実した業務内容とするため、仕組みを進歩させていく必要がある。

## 具体的な内容 その2

### 2. 参加したい町民の権利を守るため、参加する仕組みが明確になる。

職員向け 手引きの作成

- ・審議会等の運営要綱の制定
- ・審議会等の手引きの作成

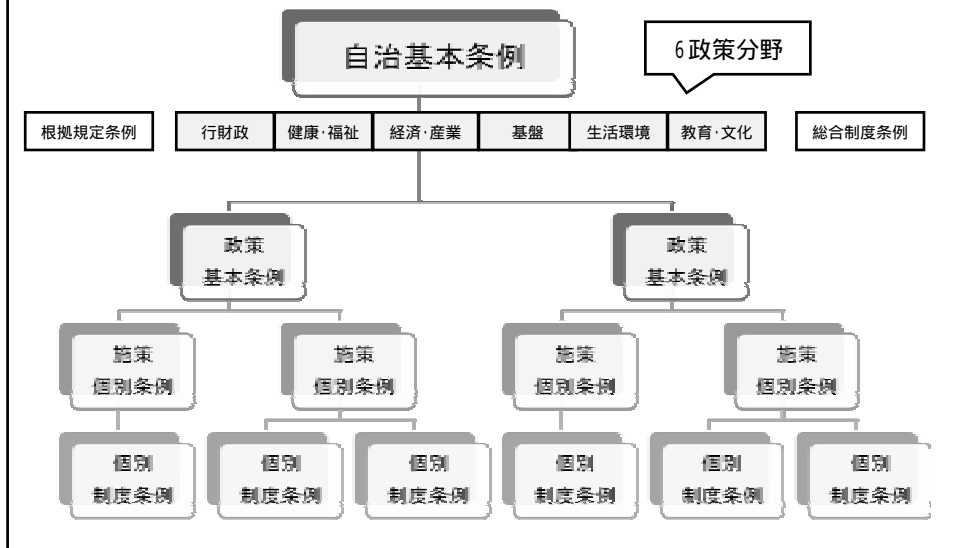
手引きを参考に業務を行うが、手引きがすべてでは無い。より充実した業務内容とするため、仕組みを進歩させていく必要がある。

## 具体的な内容 その3

### 3. 自治基本条例に基づいた、他の条例の体系化を行なう必要がある。

自治基本条例(仮称)を頂点とした、各条例等の分野別体系化

## 条例の体系化のイメージ



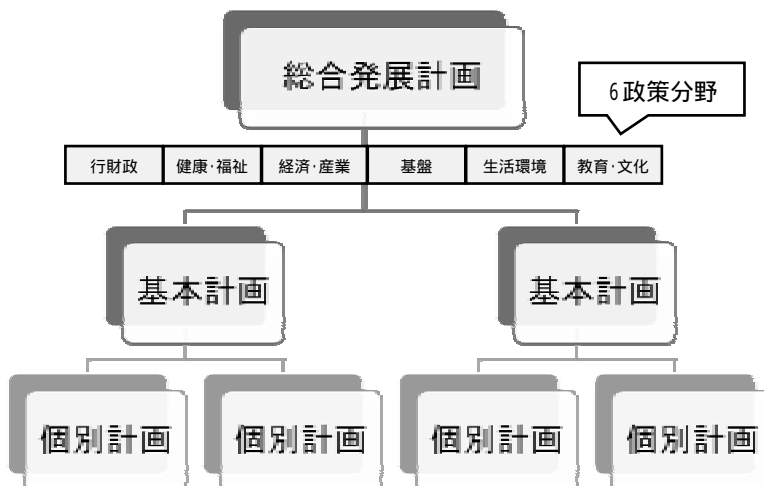


## 具体的な内容 その4

### 4. 総合発展計画に基づいた、他の計画の体系化を行なう必要がある。

総合発展計画を頂点とした、各計画の分野別体系化

## 計画の体系化のイメージ



## 具体的な内容 その5

5. 守り育てていく条例として、町民と一緒に検討して  
いかなければならない。

自治推進会議の規則の制定

- ・中標津町民自治推進会議(仮称)規則の制定
- ・公募委員の選任に関する要綱、募集方法、及び  
選考基準

この会議には、条例が誠実に遵守されているかを  
チェックする機能がある。

## 「自治基本条例」制定後の中標津町

- ・町民や団体、議会や行政の役割分担が明確になる。
- ・総合発展計画を頂点とする、全ての計画を実行するに  
あたり、町民が主体の自治を一緒に創る。

そのために！

行政や議会は、より一層  
情報提供・町民参加・説明責任に  
力を入れていかなければならない！

## 町民の生活は、どう変わる？

1. 中標津町の自治の主体は町民であること。また、議会や行政などの役割が明確になる。さらに情報提供と町民参加を柱とした町民が主体の自治が、将来にわたって保障される。
2. 基本的に、生活が大きく変わることはない。
3. 参加する権利が保障され、一人ひとりの自由な考えで、参加することになる。
4. 町の仕事や議会の仕事が、条例の仕組みどおり行われているか、チェックできる。
5. この条例が、中標津町に相応しい条例であり続けるように、守り育てていかなければならない。

## 町民向け 自治の推進のために・・・ 職員PTが検討したこと

職員PTからの提案として検討した、町民向けに必要と思われること

- ・逐条解説書の作成
- ・町民用啓発パンフレットの作成
- ・制定の広報、公布の広報、施行の広報
- ・住民説明会の開催
- ・広報用DVDの作成、HPでの公開
- ・報道機関の活用PR

**上記内容も含め、町民会議で議論し、決定する。**

どんな中標津町にしたいのか？

機関委任  
事務制度

地方  
分権

地域主権

町民が主体の自治

どんな中標津町になりたいのか？  
町民と考える、実行するための条例

守り育てていく条例を、共に創り続ける

では、試案の中身は？  
解説書を見てください。

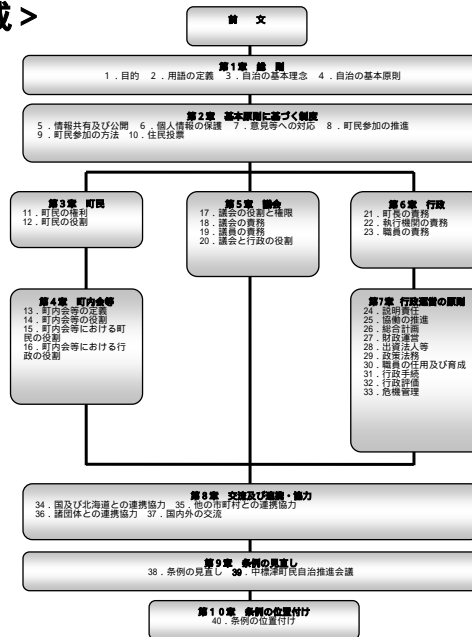
## < 条例の全体構成 >

条例の理念・原則

理念・原則を裏付けた制度

制度の担い手の具体化

条例の維持・発展の制度



## 前文

- 中標津町の歴史や成り立ちを踏まえた上で、条例の制定の趣旨が書かれている。
- 町民憲章が書かれている。

## 基本となる部分(総則と基本的な制度)

- 目的、用語の定義、自治の基本理念、自治の基本原則が書かれている。
- 基本原則に基づく制度(複数あり)が書かれている。

## 町民に関する部分

- 町民の権利や役割、町内会等の役割が書かれている。

## 議会に関する部分

- 個々の役割や責務・権限などが書かれている。

## 行政に関する部分

- 個々の責務、行政運営の原則が書かれている。

## 交流、連携、協力に関する部分

- 機関委任事務制度から地域主権への変化に基づき、さまざまな団体との連携について書かれている。

## 条例の見直しと位置付けに関する部分

- 中標津町の最高規範であるこの条例を、町民、議会及び行政が協働し、共に守り育てていく必要があることが書かれている。

## 話し合いの全体像について

- 町民、議会、行政というように、関連する部分ごとに少人数で話し合った後で、全体で調整するイメージ。
- グループワークと全体会議の繰り返し。(うまく行かない時は、再検討！)
- 前文は、条文の最後に話し合う。イメージが統一されないと、話し合いが難しい。
- 条文の中身の他に、条例の名称、広報企画(条例を検討しています！という現在のことを広報する)や、町民向け啓発企画(条例制定後にどうするか?)を検討する役割がある。現在のスケジュールは、確定ではないことを了承して欲しい。

## 話し合いの全体像について

### < 議会 >

試案の議会や議員の部分については、前・議会運営委員会で話し合い、提示してもらった。

今後、検討していく上で、連絡調整が必要。

### < 政策法務 >

国法体系との整合性を図りながら、

自治体の政策を最も望ましい法制度として

設計していく作業・・・については、可能であれば、

北海道など高度な専門知識を有する機関からアド

バイスをもらう。

来月からの話し合い、  
よろしくお願いします！